

岐阜県公報

第千九百四十五号
平成二十年五月九日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
土地収用法に基づく収用及び使用の手續の開始
保安林の指定解除

(治山課) 三三九
(用地課) 三三四
(岐阜農林事務所) 三三四

公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等
基本測量の実施
公共測量の実施
公共測量の終了

(商業流通課) 三三四
(農地計画課) 三三五
(用地課) 三三五
(同) 三三六
(同) 三三六

告示

岐阜県告示第三百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市高根町中之宿字林一七〇の一、一七一から一七三まで、一七五、一七六、一七九、字大空一八八の一、一八九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市下之保字上り瀬二二四九の一、二二五〇、字中屋敷二二二二の一、二二二二の四の一、中之保字藤屋六二八七の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市中津川字中切三五八一の三、三五八二の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市三郷町佐々良木字丸草八八七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町横通字洞田一〇三八、一〇三九、一〇四〇の一から一〇四〇の三まで、一〇四二の一、一〇四二の二、一〇四三の一、一〇四三の二、一〇四四、一〇四五の一、一〇四五の二、一〇四六、一〇四七の一、一〇四七の二、一〇四八の一、一〇四八の二、一〇四九、一〇五〇の三から一〇五〇の八まで、一〇五一の一から一〇五一の三まで、一〇五二の一、一〇五二の三、一〇五四の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町東方字カヤノ一三七七の五、一三七七の二七、一三七七の二四、一三七七の二六、一三七七の二七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字万場七三三、七二九の二、七三五の一、七三五の二三から七三五の二九まで、七三五の四一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字上足沢八二九の一五、八二九の一八から八二九の二二まで、八二九の四〇、字下足沢九一四の二五から九一四の二九まで、九一四の三二から九一四の三三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町字釜ヶ沢二四三八の二〇二、二四三八の二五四、二四三八の二五八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市宮川町洞字ネギ八一、八二、字サワ一〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町初納字皮竹平二〇一七の三四から二〇一七の三八まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町大間見字小瀬前一七六六、一七六七の一、一七六八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百六十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり収用及び使用の手続の開始を告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道四十一号改築工事（美濃加茂バイパス・岐阜県美濃加茂市山之上町字寺洞地内から同県加茂郡川辺町石神字六石地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

三 手続が開始される土地

1 収用の手続が開始される土地

岐阜県加茂郡川辺町石神字東関、字広橋、字仲坪、字仲溝、字八反田、字吉田、字五反田、字高橋、字城、字内田、字高野、字香紋及び字六石地内

2 使用の手続が開始される土地

岐阜県加茂郡川辺町石神字五反田、字高橋、字城及び字内田地内

四 土地収用法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

岐阜県加茂郡川辺町役場

岐阜県告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

岐阜市大字三田洞字百々ヶ洞一七六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

無線施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県岐阜農林事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年五月九日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

リバーサイドモールシンセイ（）

本巣市国領字川田三三六の一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年五月九日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー山県店

山県市大字高富字米野三三二七番二 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年五月九日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

多治見フランチ

多治見市本町三丁目一〇一番地 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を白川町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
加茂北部地区	白川町役場	平成二〇・五・九から 同 六・六まで

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（国土調査に伴う基準点測量作業）

三 作業期間

平成二十年五月二十日から

同 二十一年一月三十一日まで

四 作業地域

関市、中津川市、瑞浪市、郡上市、下呂市、海津市、揖斐郡揖斐川町及び加茂郡白川町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（可児市公共基準点整備）

三 作業期間

平成二十年四月一日から

同二十一年三月三十一日まで

四 作業地域

可児市全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

瑞浪市

二 作業種類

公共測量（市道水洗・中学校線道路計画に係る二級基準点測量）

三 作業期間

平成二十年五月一日から

同二十年五月二十三日まで

四 作業地域

瑞浪市稲津町萩原地内

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（可児市公共基準点整備）

三 作業期間

平成十九年四月一日から

同二十年三月二十五日まで

四 作業地域

可児市全域

平成二十年五月九日印刷
平成二十年五月九日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）